

特定主題の歴史変化時期を示す用語について

坂本 賞三

一、問題の説明

「特定主題の歴史変化時期を示す用語」というと、いったい何事かと思われるであろう。

適当な言葉が見つからないので仕方なくこのような表現をしたのだがその中味というのは実は何でもなく、ごく当たり前のことなのである。だからまずはじめに一つ例をあげて説明することにしよう。

『三代実録』仁和三年（八八七）八月七日条に散位従四位上¹文室朝臣卷雄の卒伝があり、そこで文室卷雄の先祖が文室真人であったのが、やがて三諸朝臣となり、大同四年（八〇九）に文室朝臣姓を賜ったという歴史が記されている。その歴史についての記事は次のごとくである。

散位従四位上¹文室朝臣卷雄卒、卷雄者、右京人、中納言従三位綿麻呂之第九子也、先祖本姓文室真人、中間為三諸朝臣、至于綿麻呂、大同四年、賜文室朝臣姓也、

ここで「中間」というのは、もと文室真人であったのが、三諸朝臣とされた時をさしている。だからこの「中間」は、日本史全体の時代区分をいう「中間」とは全く無関係である。当たり前だといわれるだろうが、その当たり前のこと、すなわち日本史全体の時代区分ではなく文室卷雄の先祖の姓の変遷という主題において使われた「中間」を、特定主題の

歴史変化時期の用法と呼んで区別する、というのである。以下この用法を「特定主題の用法」と略記する。

日本史時代区分での「中間」は「なかごろ」なのであるが、大陸から文字が伝えられて中国の史書で使われていた三分用語²を日本で使うようになる、日本在来の「なかごろ」を「中古」それより以前を「上古」と記すようになって、以後ながく日本史時代区分用語として使われた。ところが「なかごろ」⇨「中間」が特定主題の用法でも使われると、「中古」や「中代」なども同様に特定主題の用法でも使われたのであり、幕末・明治年間には「中世」が特定主題の用法として使われたのであった³。

右には一つの例として文室卷雄の先祖の姓の変遷史をあげたのだが、もちろん何の歴史であつてもかまわない。ある人物の住居が変わったことであろうと、税の徴収方式が変わったことであろうと、主題は何であつてもかまわないので、身近な小さなことであつてもかまわない。これを歴史という大げさに聞かせるなら、ただの移り変わりでのよいのである。だからAという主題でいう「中間」は、Bという主題でいう「中間」とは何の関係もない別物であり、Cという主題でいう「中古」は、Dという主題でいう「中古」とは全くの別物なのである。そしてそれぞれ別個の特定主題であるA・B・C・Dで使われた「中間」や「中古」は、日本史全体でいう「中間」・「中古」とは何の関係もない全くの別物である。

だから、日本史全体の時代区分を考えようとするとき、そこでとりあ

げている「中間」や「中古」や「中世」などの用語が、日本史全体についてのものであるのか、それともある特定の主題の変遷でいわれたものであるのかは、明確に区別しなければならぬ。当然のことである。まずこの当然のことを確認しておきたい。

ところで前掲の文室巻雄の記事は、はじめ「中間」―現在と、三段階で記された中での「中間」だったのでわかりやすかったのだが、実は特定主題の用法で、三段階をみな記している中で使われている事例というのはごく僅かしかない。そして史料上にみえる特定主題の用法の事例の多くははなはだ勝手な書き方をしているので、現今の私たちは迷わされるのである。次にいくつか例をあげるが、これらはごく普通のものなのである。

この特定主題の用法はすではやく『日本書紀』大化元年（六四五）の記事にみられるのだが（後述）、律令制下のもでは『類聚三代格』に散見されるものがよい事例である。大同元年（八〇六）十月十三日格では「右檢令条、諸氏々別貢女、皆限年卅已下十三已上、而中間停廢、略無遵行」とあるが、これは令で規定されていた氏女の制が「中間」に行われなくなった、というのである。この「中間」とは氏女の制が行われなくなった時期をいうのであって、日本史全体でいわれた「なかごろ」とは全く無関係である。弘仁十二年（八二二）八月廿二日格では「承前之例、大神宮司檢納伊勢国多気度会兩郡田租、及七処神戸田等租、支用祭祀従来尚、中間国司預以檢納」とあり、ここでいう「中間」も前々からの慣例に反して国司が檢納するようになった時期をいうのであって、日本史全体でいう「なかごろ」とは全くの別物である。同様な用法の「中間」が天長元年（八二四）九月二日格や貞観十年（八六八）三月十日格などでもみられる。なお天平九年（七三七）三月十日格では「近則装嚴天朝、福田万姓、遠則恒転法輪、奉資菩提者乎、亦中間者故正一位太政大臣藤原公頼割取財貨、添助論衆、迄于聖代、皇后自減資財、亦増

論衆」とある。ここに記された「中間」は先述の特定主題についての三段階記述の「中間」と解することができよう。

さて『日本書紀』大化元年（六四五）七月丁卯朔戊辰条の「始我遠皇祖之世、以百済国、為内官家、譬如三校之綱、中間以任那国、属賜百済」とある「中間」も、百済国関係史という特定主題において任那国を百済国に属賜した時期を意味するものであって、日本史全体での「中間」ではない。このように特定主題の用法はすではやく『日本書紀』大化元年条でみられていたのである。

次に特定主題の用法の「中古」も『統日本紀』で使われていた事例をあげておこう。養老三年（七一九）十月辛丑条に「詔曰、開闢已来、法令尚矣、君臣定位、運有所属、泊于中古、雖由行、未彰綱目、降至近江之世、弛張悉備、迄於藤原之朝、頗有増損、由行無改、以為恒法」とある「中古」は特定主題用法である。神龜元年（七二四）十一月甲子条で「上古淳朴、冬穴夏巢、後世聖人、代以宮室、亦有京師、帝王為居、（中略）其板屋草舍、中古遺制、難營易破、空殫民財」の「中古」も同様に特定主題の用法である。撰関期の『小右記』万寿元年（一〇二四）二月十六日条の「今朝差定稻荷使、宮々司檢前例皆勤御幣使、遠則常行、中古為保、近亦清通・棟政・高遠等也」は、特定主題を三段階で記述した「中古」の事例である。また、『玉葉』にもいくつかこの特定主題の用法で「中古以来」と記したものがあつた。『玉葉』には延喜より前を「上古」延喜から後を「中古」とした全国史時代区分のものもあり、両者の「中古」が混在している。

「中代」は一般にはほとんど使われなかつた三区分別用語だが『本朝文粹』（巻五）為清慎公辞右大臣第三表（天慶七年（九四四）六月廿八日）に「臣謹檢家譜、重聞故老、先功之後、中代以来、（後略）」と特定主題の用法で「中代」が使われている。

このように日本史全体の時代区分で使われている「中間」・「中古」と

同じものが、特定主題の用法としても使われてきたのだが、幕末から明治年間にかけて特定主題の用法として使われるのは「中世」（ちゅうせい）に特化し、日本史全体の時代区分用語と区別されるようになった。

註(2)拙稿ではそのいくつかを例示したが、日本で西欧史学に学んで本格的な総合史としての時代史を叙述しはじめた内田銀蔵『日本近世史』においても「徳川氏の中世」と記し、またその内田銀蔵の学位論文も「我国中古の班田収授法及近時まで本邦中所々に存在せし田地定期割替に就きて」「徳川時代特に其中世以後に於ける外国金銀輸入」であつて、「徳川時代特に其中世以後」という特定主題の用法の「中世」（ちゅうせい）と、日本史全体の時代区分である「中古」とが並んで使われているのは、拙稿でとりあげた一八八二年（明治十五）の軍人勅諭における「なかつよ」||「中古」と「ちゅうせい」||「中世」と同様であった。また原勝郎『日本中世史』の序でも「足利氏中世以後の群雄割拠の時代」とあり、特定主題の用法に特化した「中世」（ちゅうせい）が使われている。『歴代詔勅集』の明治天皇から後の詔勅には特定主題の用法の「中世」が散見されることは註(2)拙稿で略述したが、ここでは一八三二年（天保三）に他界した頼山陽の遺著『日本政記』の記事にみえる特定主題の用法「中世」をみておくことにしよう。

『日本政記』では論贊に「中世以後」が四個みられ、それらは一見したところみな九世紀の用例のようにみえる。しかしながら正親町天皇の記事の部分に、伊勢内宮・外宮の式年遷宮について「既中世不挙」（既にして中世挙せず）と記されており、この「中世」というのは両宮の式年遷宮が行われなかつた十五〜十六世紀の百数十年間をいうのである。明らかにこれは特定主題の歴史的变化時期（伊勢両宮の式年遷宮という主題で式年遷宮が行われなかつた時期）をいう「中世」である。そして論贊の四個の「中世以後」をみても、孝謙称徳天皇のものは藤原北家が摂政・関白を独占して代々権勢をほしいままにするようになったことが主

題で、その「中世以後」といったのであり、嵯峨天皇のものは君主が官位で臣下を釣り臣下は官位を目当てにして君主に仕える風潮はなかつたという主題で、「中世以後」そのような風潮になつてしまつたというのである。淳和天皇でみえる二個のはじめのものは、もともと公卿になる者は国守の経験をしていたのが「中世以後」は公卿は門地を誇るばかりで国守を下視しているというのであり、もう一つのもは国守とはもともと禄薄く任が重いものだから君主は法律以外で優遇してやらなければならぬのに、君主はそれをしなかつたから「中世以後」貪守が常になつてしまつた、といっているので共に特定主題の用法なのである。以上みてきたように『日本政記』の「中世」「中世以後」はすべて特定主題の用法であつた。

以上、本稿の題名でいう「特定主題の歴史変化時期を示す用語」の意味をその用例によつて説明してきたのだが、次にこの特定主題の用法について注目すべき著書が江戸時代に二つあるので、おのおのとりあげることにしたい。

二、『民間省要』について

『民間省要』は江戸時代の代表的な地方書じかたの一つであるが、本稿主題の観点からも注目されるものである。それは、本書が全編を通じて特定主題の用法を基本とする記述をしているということである。特定主題の用法は、一般には部分的にみられるものであつて、基本的には日本史全体の時代区分を採っている中で部分的に特定主題の用法がみられるのが普通である。ところが本書は逆に、特定主題の用法が基本であつて、部分的に日本史全体の時代区分がみられるにすぎないのである。以下、本書で「中古」がどのような意味で使われているかを、用例についてみていくことにしよう（用例をみていくと、本書では「中古」が特定主題

の歴史変化時期を示す用語とされていることが判明するであろう)。なお本書は上・中・下の三編から成り、各編は巻之一、巻之二……とされているので、これを「上巻一」「下巻二」というように示すことにする。

(ア)下巻一の冒頭に「中古より国土に術術と言事起りて、諸道の妨と成、国に害をなす事」という事書があり、その本文で次のように記されている。「開国の君智仁勇兼備して、御治世すでに百有余年、国富民栄へ、猶万歳の御余光を可奉仰のところに、四民安楽の慾に、いつしか身をかへりみることもなく、君道のありがたきを忘れて人々身に奢り、恣に誇りて、三十年已来施上に術術と云ことを言出し(中略)、この事専ら元禄年中に盛にして、世の患となりし」と。すなわち事書で「中古」というのは、「御治世すでに百有余年」経った享保六年(一七二二)現在(田中丘陵が自序を書いた年)からみて「三十年已来」すなわち「元禄年中」から、施上で術術ということがいわれだして盛んになった、というのである。ここでいう「中古」とは「元禄年中」ごろをいうのである。

(イ)下巻二に「爰に東照神君専ら放鷹の御遊を好せ給ひ、数度の軍戦の勞を忘れて、終りに撰州大坂表への御出陣の砌も、道々御鷹撃させられしより(中略)、段々にして中古の君の御代に成、此事の業のみにし御成御出馬の沙汰はなく」とあるが、ここでいう「中古」は、初代將軍家康から後、年を経て代数が増えたころの將軍の時代をいう。

(ウ)中巻三に「寛永の頃は、往還の潤を以宿々富盛にして、公用伝馬の勤め軽く、宿々互に榮へたりし、御代長久に随ひ、段々上の御威光さかんに、公用も年々費重く成て、いつしかむかしの十倍二十倍に過し来り、往還の士も亦夫に随ひ用事多く、中々宿々の人馬にて御用難弁(中略)、次第にその力不足、段々とふへ、中古定助の名分て」とある。ここで「中古」といっているのは、「寛永の頃」より後であり、元禄七年の助郷制の確立とされているころをいうのであろう。

(エ)上巻五に「夫れ国土の村里に、必ず散在野秣場といふものなくして

叶はざる物なり、或は曠原により山林を抱へて、馬を持って工作すといへど、中古より段々と田地に成り、次第に国々の秣場減少す、又打続きたる里方などには秣とるべき所なく、皆こやしを買立て耕作するなれば、次第に干鰯油粕米糠醬油粕など高直に成て」とある。

以上(ア)(エ)は、本書で「中古」がどの時期を示しているのかを具体的に記しているものを列挙したのが、これらを通観すると、いずれも徳川幕府がが成立してから後(ア)(エ)それぞれが主題とする事柄が変化した時期を「中古」といつていることがわかる。これはまさしく本稿題名の「特定主題の歴史変化時期を示す用語」の事例にほかならない。

あるいは、(ア)(エ)でいう「中古」は、本書執筆当時の享保時点から見た徳川幕府開幕以来の全体的変化時期とみなされていた元禄期をいうのではないか、という見解も出されるであろう。現に内田銀蔵は明治年間からみて「徳川氏の中世」といったではないか、と。たしかに「徳川氏の中世」といったように広く変化期を総称したこともあったと思うが、それも特定主題の用法にほかならないのであるから、いま特定主題の用法の内部に立入るのは控えたいと思う。

ところで本書の中には、日本史全体の時代区分の意味で記された「中古」もある。それは、

(オ)上巻七に「和朝にも中古時頼公の藤綱を挙げ用ひ給ひし例あり、近代倭国にて小き孝を挙げて、いまだ大なる忠士を挙ぐる事を不聞」とあり、

(カ)下巻三に「和朝又上古より此禍国家に害をなし、王道を妨る事多しといへど(中略)、中古より仏法盛に行はるゝの費に乗て」とある。

そして本書にも、江戸時代の諸書にみられるように、中国の歴史について勝手に日本史の時代区分用語をあてはめて、秦漢帝国による天下統一から後を「中古」と記した事例がみられる。(キ)下巻四に「抑三星五帝の如き神人は、評論するに不及、中古の君に至ては、唐の太宗、後漢の

光武帝、宋元明の開祖杯」とあるのがそれである。これは中国の歴史に勝手に日本史時代区分として使われている「中古」をあてはめたものであるから、『民間省要』においても日本史全体の時代区分用語が使われていた一つの事例となしうるのである。なおこのように江戸時代には中国の歴史に勝手に日本史の時代区分である「中古」や「上古」をあてはめたことについては、第四節『離屋学訓』でとりあげなければならないので、参照していただきたい。

三、『政談』について

荻生徂徠『政談』（享保十一年五月以降同十二年三月までの間の成立^①）では時代区分用語として、「中ごろ」が散見される中で「中古」が一個、また「古代」が二個、「古の代」が一個みられる。これらの中で「古代」と「中頃」とが同一文の中で使われていたものがあるが、それは「古代は禁裡もその外も、皆家を作り切にして、間に空地多し。（中略）中頃より家を作り続けにする事になりたり」（巻四 二六八頁）とあるものである。では「中ごろ」はどの時代をさすのかとみていくと、（a）日本史全体時代区分の意味のものと、（b）徳川幕府が成立してから後に特定主題としている事柄が変化した時期を意味する者があることがわかる。

（a）日本史全体の時代区分をいう用例としては、「斬罪という事、律とは相違すれども、律は郡県の治めなり。当時は封建の代にて、武家の治めなれば、先規の如く斬罪もつとも事也。この事中ごろより、人を殺すを不仁なるなどというようなる理屈はやりて」（巻一 一三三頁）や、「中ごろ山法師・奈良法師・根来法師の類、太刀をはき、甲冑を帯したけれども、今は皆誠の僧となれり」（巻一 四五頁）などなどがある。これらは日本史全体の時代区分をいうのであるから、唯一つだけみえる「中古」と同じことをいうのである。その唯一つの「中古」の例とは

「徒罪は三代の古も、異国の後代も、日本の古もこれある事にて、（中略）中古より戸籍の法・度牒の法破れて、この法も破れたりと見えたり」（巻四 八二〇―一頁）であり、延喜以降を「中古」とし、「中ごろ」のはじめとする王朝貴族社会の時代区分概念をいうのである。はじめにあげた同じ文中で「古代」に対して記された「中頃より」の用例も（a）の用法だが、ここに記された「古代」についてはこのあととりあげる。

（b）徳川幕府が成立してから後に特定主題が変化した時期を示す用例は、たとえば「これによりて昔は所替には定りて御加増あり、中頃は金を下さる。近年はその沙汰なき事は上の御不勝手ゆえなるべし」（巻一 八〇頁）や、「元は御連枝の御別れなれども、代久しく隔てば、上の御氣遣いあるべきはこの御方々也。中頃駿河と甲斐とを御一所に進ぜられたるなども、よろしからざる国分け也」（巻二 一一四頁）や「上よりは中頃の御触の趣をば用いずして、遠き数十年已前の御触れを取出して」（巻四 二六三頁）などなどがあり、『政談』の「中ごろ」の用例の約七割は（b）なのである。

このようにみえてみると、『政談』の「中ごろ」の（a）・（b）というのは、前節でみた『民間省要』の「中古」の二つの用法とそっくり同じであることに気がつく。『政談』で（b）が多いことも同様である。『民間省要』も『政談』もともに享保年間の成立で、ともに八代將軍吉宗に献上されたものであったが、荻生徂徠と田中丘隅とは専門分野が異なるし日本史を学んだ方法も違ったであろう。あるいはこの時代の人々の日本史についてのイメージとでもいえるものがあつたのだろうか。

さて『政談』の「古代」「古の代」というのは僅かに三個しかみられないが、これはどうしたことだろうか。『政談』を読んでいると、目にとまるのは「日本の古」という語句である。たとえば巻一の三八頁にみえる「日本の古」は「日本にては令の面分明也」につながるものであり、「日本の古も関所国々にあり。三関国を始めとして国々に関ある故」

（四二頁）、「日本の古にても、大赦はめでたき時節に行わる事なるに」（三一八頁）、「故に日本の古、四道の儒者という事ありて、第一紀伝道というは」以下、明経道・明法道・算法をあげている（三四八頁）。以上はその数例のだが、これをみればわかるように『政談』でいう「日本の古」とは、ただ漠然と昔をいつたのではなく、日本の律令制を意味しているのである。だからただ「古」と記すだけで律令制をさしたものでいくつも見出されるので、たとえば「古はその罪人の古郷より遠近をわけて、遠流・中流・近流といいたる事にて」（三一四頁）、「古に勲階という事あり。勲一等より勲十二等まで」（一六五頁）など。もちろん『政談』の「古」がすべて律令制だということではないが、「古」が律令制をいう用例が目立つことは否定できない。だから『政談』で「古代」が二個、「古の代」が一個みえるのも、「日本の古」と同じ「古」の用例の一つにすぎないのであって、「古代」が使われたのではない。それは「古の代」（一六六頁）が示すとおりのものである。

そしてこれら「日本の古」（＝律令制）と区別し対置されたのが（a）日本史全体でいう「中ごろ」＝「中古」であった。『政談』に記されている「中ごろ」はその約七割が（b）徳川幕府が成立してから後の特定主題の事柄が変化した時期をいう意味で使われていたのであって、（b）は日本史全体の時代区分とは全く無関係のものである。

以上みてきたように、『政談』も『民間省要』と同様に、徳川幕府が成立してから後の特定主題の用法が非常に多く使われていた。徳川幕府の時代を日本史の流れの中で一つの時代とみることが既にできていたとみてよいと思われる。

四．『離屋学訓』について

鈴木胤『離屋学訓』^⑩は、『日本思想体系』で五十頁足らずのもので

あるけれども、日本史の時代区分というテーマから非常に興味深いことが記されており、そこで本稿主題の特定主題の用法についてとりあげなくてはならないことがあるので、はじめに本稿の主題から少しかけはなれているようなことから始めることを御諒承いただきたい。

『離屋学訓』の中で「師ノ著述初山踏ニシルサレタルガ如シ」とか「我師ノ玉梓百首ニ」と記しているように鈴木は本居宣長の門に入っていたが、しかしながら彼は本書で師宣長の日本史時代区分に従うことなく、世間一般で広く行われていた日本史時代区分を本書に明示した。それは次のごとくである。

サレバ、上古ノ道アリ、中古ノ道アリ、近古ノ道アリ、今ノ道アリ、異国ノ道アリ。異国トハ、カラ・天竺・オランダ等ヲスベテイウ也。近古トハ、鎌倉ヨリ以来、天正ノ頃迄ヲイフ。中古トハ、大抵 欽明天皇ノ御時ヨリ、平相国ノ執政ノ時迄ヲ云、上古トハ、神世ヨリ以来、異国ノ道ノ渡リ参ラヌ程、渡リ参リテモイマダ大ニハビコラザル御時代マデヲ云。上古ノ道ハ古書ニアリ、中古近古ノ道ハ、各ソノ時代ノ書ニアリ。今ノ道ハ今ノ世中ニアリ、異国ノ道ハ、各異国ノ書ニアリ。

ここで一言ことわっておかなければならないことがある。江戸時代に入ると学問が広汎な人々に広まったが、そこでは学問に関心をもつ人それぞれ理解を主張する気風があったので、日本史時代区分についても、世間一般におこなわれていたものはたしかに存在していたけれども、なお王朝時代の日本史時代区分を守って延喜からを「中古」としたり、「近古」をとらない者もあり、現今のような標準的な理解が普及しているイメージとは少し違うものがあった。鈴木の本居宣長は基本的には王朝時代の日本史時代区分に固執していたのであって、『古事記伝』では「中昔」を多く使い「中古」も使ったが、その「中古」も「なかむかし」と読んでいて「中昔」と同じものであった。その「中昔」＝「中古」が延喜以降をいう王朝貴族社会の概念であることは、宣長の二十歳

台の著作から『うひ山ふみ』まで一貫して変らなかつた。

また江戸時代の日本史関係文献の代表的なものにおいても、江戸時代に世間一般で行われていたものと多少とも異なる我流のものが散見されるが、いまでもそのようなものをいちいちとりあげる余裕はないので、ここで江戸時代の地方書じかたの代表的な一つである『地方凡例録』⁽¹⁾から一端をあげておこう。同書でいう「上古」は律令制をいうものだが、「中古」は律令制が変化したあと、慶長より前をいうらしく、天正・文禄を「中古」とよんだ個所もみられる。世間一般では「近古」といつていたのを全く使わず、すべて「中古」としている。そして同書には「古代」が散見されるが、要するに、「昔の」という意味であつて、中には「元禄年中」のものかといつている史料を「古代の条目にして」と記している。「上古」が律令制をいうのは延喜で区切つた王朝貴族社会の概念であり、「中古」を江戸時代になる前までをいつたのも同様であるが、それは十八世紀末の寛政年間にほぼ成つた同書の時代には世間一般の通念とは少し異なるものであつた。前節でとりあげた『民間省要』も江戸時代の地方書じかたの代表的な一つであり、これは享保六年（一七二一）の成立だったが特定主題の用法を基本とするというものであつた。

江戸時代にはこのように多少とも自己流の時代区分を持つ者もあつたのだが、全体としてみれば標準的といえるような一般的な日本史時代区分が存在していたのであり、鈴木が『離屋学訓』で記した前記の引用文はその標準的なものであつた。それは明治年間においても一般の通念とされるものであつたのである。⁽²⁾

ところで『離屋学訓』からの前記引用文の中に日本の「上古」・「中古」・「近古」・「今」に続いて「異国ノ道アリ」とわざわざ異国の場合をあげていた。ではその異国の時代区分とはどのようなものであつたのだろうか。ここで『離屋学訓』でいう「カラ」「モロコシ」すなわち中国の古い時代の記述をとりあげてみよう。

(A) ソレハ漢籍論語ニ出テ異国古代ノ事ナルヲ

(B) 中古ノ道ハ、漸々ニ異国ノ道ワタリ来テ入マジリテ、仏法行ハレテ神祇ノ慰靈を妨ゲ、モロコシノ制度ヲ以テ、上古ノ風ヲ変ゼラレタリ。其モロコシノモ、カナタノa古代ノ道ニハアラス。タダb中世秦漢以後ノ郡県ノ世ノ奢靡多事ノ風也。

(C) 漢国ノ上古ノ道ノサマハ、伝記ナクシテシリガタシ。老荘ガ徒コレヲ称セルモ、ミナ推ハカリノ詞ニシテ、サモヤト思ハル、事モアレドモ、又信用ナリガタキ事モアリ。ワガ上古ノ委シキ伝記ヲ見テ、カナタヲモ推測リテ、老荘ガ詞ニヒガ推量アルコトヲ察知スベキ也。

(A) と (B) の a では漢国の「古代」と記しているが、(C) では漢国の「上古」と記している。ではこの漢国の「古代」と「上古」とではどのような意味の違いがあるのだろうか。

まずはじめにここで確認しておかなければならないのは、ここで漢国の歴史について「上古」とか「古代」という用語を使っているのは日本人が勝手に称したものだ、ということである。次述の「中古」・「中世」や、前節『民間省要』の(キ)の「中古」をあわせ考えるとわかるように、江戸時代の日本人は漢国の歴史をいう場合にも日本史の時代区分で使っていた「上古」や「中古」を適用していたのである。それは、中国で行われていた歴史記述で、日本史の「上古」・「中古」のような時代を示す時代区分用語がなかったからなのであつた。

ところが日本史の時代区分では「上古」とは、(江戸時代に一般に行われていた用法では)大陸から文字が伝えられて日本で一般に文字が使われるようになる前の時代をいうのであつたから、はるか昔から文字を使つていた中国に「上古」を使うとなると、中国でいう「上古」とはまだ文字による歴史がなかったはるか昔にならざるをえない。(C)の「上古」はまさにそのことを示しているのである。では中国で文字を使つて歴史を記しはじめた時代を「中古」とできるだろうか。日本史の「中

「古」は律令国家成立から後の時代であったから、中国の「中古」はやはり天下を統一した秦漢帝国の出現からというのがふさわしい。実際に後述する(D)のように「漢国中古秦漢以来ノ道ハ」とされたのである。

では漢国の歴史で、「上古」と「中古」との間の文字で歴史がわかるながい間、は何とよべばよいのか。それが「古代」なのであった。(A)も(B)も、(秦漢帝国より前の)文字によって歴史がわかるながい間、を「古代」とよんだのであった。

このように「古代」とは、日本史の時代区分ではあらわすことができないものであつて、(日本人が勝手に使った)漢国の歴史の時代区分で使用されるようになり、やがてギリシア・ローマなどの歴史でも「古代」とされるようになったが、日本史の時代区分では使われるはずがなかったのである。なお明治年間には日本史で「古代」という称が使われたものがあるが、これは「上古」と律令制(「中古」の一部)とを合わせたものを称したのであつて、右述の「古代」とは無関係の、便宜的な称であつた。

次に同じく『離屋学訓』にみえる漢国の歴史についての「中古」と「中世」とをとりあげよう。

(D) 漢国中古秦漢以来ノ道ハ、カナタノ歴史ニ詳也。

(E) 漢国三代聖人ノ道ハ、カノ国ニテハ、万世コレヲ尊崇シテ租述スル事ニシ、此方ニニテモ、中古以来、大学寮二十三経ヲサメ(中略)。サレドモ、大政ニマジヘ用ヒラル、所ハ、タダカノ中世以後ノ制度ニシテ、カツテ聖人ノ道ニアラズ。

(B) のb 「中世秦漢以後ノ郡県ノ世ノ」

この中で(D)は、先述したように日本人が勝手に漢国の歴史に日本史時代区分の「上古」・「中古」をあてはめて使っていた「中古」の用例である。では(E)や(B)のbの「中世」とはどのような意味であろうか。ここで見逃してはならないのは、この(E)も(B)のbもその

「中世」はともに古い時代と対比して記されたものだ、ということである。(B)のbは「其モロコシノモ、カナタノ古代ノ道ニアラズ。タダb中世秦漢以後ノ郡県ノ世ノ奢靡多事ノ風也」という論旨の中で使われているので、「古代ノ道」ではなく、それが変化した秦漢以後のものだ、という意味がこめられているのである。(E)では「サレドモ、大政ニマジヘ用ヒラル、所ハ、タダカノ中世以後ノ制度ニシテ、カツテ聖人ノ道ニアラズ」(日本が受容したのは、漢国で天下統一し中央集権制の帝国となった秦漢以後の制度なのであつて、かつての聖人が説いた道ではない)といったので、この「中世」とはまさに(「カツテ聖人ノ道」が)変化したときを意味しているのである。

すなわちこの『離屋学訓』の事例は、漢国の歴史に日本史の時代区分をあてはめた中で、特定主題の歴史変化時期を示す用語として「中世」を使った事例なのである。『離屋学訓』は一八一四年(文化十一年)刊だが、その原型は一七八八年(天明八年)ごろという。この事例は、江戸時代も十九世紀に入ろうとしたころには特定主題の用法が「中世」に特定されはじめていたことを示すものである。そしてそのように特定された「中世」という用語が、幕末から明治年間を通じて一般に広く使われていったことは註(2)拙稿で指摘したとおりである。このような特定主題の用法の「中世」が頼山陽の遺書『日本政記』ではつきりみられていたことは本稿第一節で述べたとおりであるが、頼山陽の『日本外史』では「中世」を「なかつよ」||「中古」の意味で使っている中で、ただ一つだけ「足利氏中世に至つて」(巻之七足利氏正記足利氏上)と特定主題の用法の「中世」がみられた。

幕末ごろに特定主題の用法が「中世」に特定されるようになった詳細については今後然るべき方々によつて解明されることを期待する。

おわりに

特定主題の歴史変化時期を示す用語は、日本史全体の時代区分とは全くの別物である。だから日本史全体の時代区分を考えようとするとき、この特定主題の用法のものははっきり区別して除外しなければならない。このことは本稿の冒頭で行ったように具体的に史料をあげて説明すれば誰でもわかるごく当り前のことなのだが。

いままで、明治年間まで存在していた日本史の時代区分がどのようなものであったかということは全くといってよほど無視されてきた。一九五四年に出されたこの問題の唯一の本格的論文である註(1)山田英雄論文も、続編が発表されることなく今に至っている。現在私たちが一般的通念としている日本史の時代区分は、明治末年から大正年間にかけて新たに作られたものであって、明治年間まで行われていた古くからの日本史時代区分は完全に姿を消してしまい、現今ではそれを復元するにも苦勞しなければならぬ有様である。

このことをよく示す一つの例が註(3)に記した内田銀蔵『日本近世史』についての評価である。日本近代史学史上で、それまでの政権交替興亡史に終了した見方を打破して、社会経済史や文化史などを合わせた総合史としてはじめて時代史を叙述した意義を認めたのは当然のことである。しかしその「時代史」の「時代」については何故か一度もとりあげられたことがなかった。現在私たちが一般的に使っている古代―中世―近世の日本史時代区分は、内田が同書ではじめて提唱したものを原型としてしているのであり(ただし内田がその基点とした「近世」の意味は大きく変えられ、基点は「中世」に置かれるなど質的な変化があり、またのちに「近代」ができた)、この新しい日本史時代区分の出現によって古くからの日本史時代区分は跡形なく姿を消してしまった。特定主題の歴史変化時期を示す用語も、それと共に完全に消滅してしまった。

なお内田が提唱した「中世」は、それまでの日本史時代区分では全く

みられなかったものであり、封建制を日本「中世」の特質として「中世」を基点とする日本史時代区分が広く行われるようになって現今に至っているのである。いままでこのこと(内田が提唱した「中世」がそれまでの日本史時代区分では全くみられなかったものだという点)に全く気が付かなかったのは、古くから「中古」を「なかつよ」(「中世」と記す)とあり、また本稿で考察した特定主題の歴史変化時期を示す用法で江戸時代後期から「中世」が使われたことから、現今の「中世」は古くから存在していたものだと思ひこんでしまっていたからであった。

註

(1) 中国の古典にみられた「上古」「中古」「近古」「上代」「中代」「近代」「上世」「中世」「近世」など。山田英雄「日本における時代区分の変遷―平安時代まで―」(『史学雑誌』六一編一二号 一九五四年)でこれらを取り上げて「三分分の用語」としたことによる。これらは西欧史学のモダンエイジ・ミドルエイジ・アンティクイティの三分法とは質的に異なり、三分分用語はそれぞれの時代が特定されることなく、年が経っても既往の歴史を三つに分けるだけである。

なお中国史の時代区分については堀敏一「中国古来の三分分法」『中世史講座』一 学生社 一九八二年 「東アジアにおける中世」第一節)を参照。

(2) 拙稿「軍人勅諭の「なかつよ」と「ちゆうせい」」『日本歴史』七五一号 二〇一一年)。

(3) 内田銀蔵の学位論文は、内田歿後に原勝郎編の『内田銀蔵遺稿全集』(全五巻 一九二二年 同文館)が刊行され、その第一輯・第二輯「日本経済史の研究」(一九二四年に合本とされた)に収められている。

第三輯「国史総論及日本近世史」に『日本近世史』が収められているが、

現今では東洋文庫『近世の日本・日本近世史』（平凡社 一九七五年）が入手しやすい。なお東洋文庫の同書は原本の旧仮名遣いが新仮名遣いに改められている。

(4) 原勝郎『日本中世史』も東洋文庫に収められている（平凡社 一九六九年）。

(5) 辻善之助監修 森末義彰・岡山泰四編『歴代詔勅集』（目黒書店 一九三八年）。

(6) 『日本思想大系 頼山陽』（岩波書店 一九七七年）。

(7) 『日本経済大典』第五卷（史誌出版社 一九二八年）。

(8) 岩波文庫『政談』（辻達也校注 一九八七年）の「解説」による。本稿の『政談』の引用文は右の岩波文庫本に據り、頁数も記しておいた。

(9) この「中古」は、雄山閣文庫『政談』（一九三七年）この雄山閣文庫本の底本は南葵文庫本である）では「中興より戸籍之法、度牒之法破

れて」（一九三頁）となつてゐる。これは「中古」（Ⅱ中ごろ）が「中興」と記されたことがあつた一例である。「中古」（Ⅱ中ごろ）を「中

興」と記したことは山片蟠桃『夢の代』にいくつかみえるが、その一つは徳川時代の中ごろの意味（特定主題の用法）で使われている。

(10) 『日本思想大系 国学運動の思想』（岩波書店 一九七一年）。

(11) 『日本経済大典』第四三巻や近藤出版社刊（一九六九年）などがある。

(12) 註(3)の内田銀蔵遺稿集に収められた内田のいくつかの「日本経済史」の原稿には「日本歴史の時代の分割に就きては、従来種々なる論」があるが「最も普通に行はるゝ区分」として

上古 国家の創建より大化の改新に至る。

中古 大化の改新より平安時代の末に至る。

近古 鎌倉幕府の創立より織田豊臣二氏の時代に至る。

近世 即ち江戸時代。

現代 即ち明治の世。

と記しているが（六五五頁）、同遺稿集に収められている日本史時代区分はすべて右のものと同じである（明治を「近代」と記したものもある）。これは基本的に『離屋学訓』の時代区分と全く同じであつて、世間一般の通念といえる日本史時代区分が存在していたことを示している。

(13) 註(3)の内田遺稿集『日本経済史の研究』には内田の「日本古代の通貨に関する研究」や「日本古代に於ける人民の移住に就きて」など、「日本古代」と称したものがみえるが、後者の文中に「我が国上古及中古の時代に於ける人民移住」と記していることから分かるように「日本古代」とは「上古」と「中古」（「中古」の律令制時代の部分であることは記述内容からわかる）とを合わせたものをいう便宜的名称だったのであり、右の二論文の中に「上古」と「中古」という用語が数多く記されていることはそのことをよく示している。「日本古代」と称したのは内田だけではなく、浜田健次郎「本邦古代通貨考」も内田遺稿集にみえており、研究者一般で使われていたことがわかる。このように「上古」と律令制部分の「中古」とを合わせて「古代」とよんだのは、かつて王朝貴族社会で延喜天曆を境として「中古」と「上古」とを分けたその「上古」のことなのであつた。江戸時代に「中古」と「上古」との境が変更されて「上古」といえば日本で律令制が形成されるより前を意味するようになったので、明治の人々は別の名称を求めて「古代」と称したものと考えられる。このように（江戸時代でいう）「上古」と律令制部分の「中古」とを合わせた時代を考えようとする源流は今後の研究にまつほかないが、本稿で前述した荻生徂徠の『政談』に僅かにみられた「古代」が「古の代」で日本の律令制を意味していたことがここで想起される。内田が『日本近世史』で、日本のミドルエイジを「中世」と称したあと、日本のアンティクイティに付ける名称に困つて、明治の人々が使つていた「古代」を拡大解釈させて日本のアンティクイティの和訳語としたものと推測される。

西欧の三分法に合わせるため、「古代」の内容は古来の時代区分でみてもらえばよいと考えたのであろうが、それから半世紀も経たないうちに日本人の脳裏から古来の時代区分が存在していたことすら消えてしまったのであった。そして「古代」の内部区分として奈良時代―平安時代という用語が現れてくる。江戸時代に入ったころには「武家ノ世」を鎌倉時代・室町時代（やがて戦国時代も）というように政権の所在地で示す時代区分が現れはじめていたが、それは太宰春台『経済録』凡例にみえるように「武家ノ世」の内部区分を「武家ノ国号」として使っていたのであって、「公家ノ世」の内部区分には全く関心を示していなかった。いっぽう江戸時代の国学者の文ではしばしば「奈良に都があつたころ」という意味の語が使われていた。そしてやがて「武家ノ国号」である鎌倉時代・室町時代・戦国時代の前に奈良時代・平安時代が付け加えられるようになったが、それはおそらく明治になつてからではないかと思われる。このころの資料に詳しい方々からの御教示を期待したい。が奈良時代・平安時代というのは「公家ノ世」の内部をただ都の所在で区別したにすぎないので、既存の「中古」と「上古」の区分のような時代像による区分ではなかった。

(14)註(10)三六一頁。

大学院演習『小右記』講読担当者一覧①

二〇〇四年～二〇〇七年

演習日	担当条	担当者
二〇〇四年		
四月一六日	寛弘二年正月一日条	渡辺 心
四月二三日	寛弘二年正月一日条	川津崇志
四月三〇日	寛弘二年正月二日条	山崎宣弥
五月七日	寛弘二年正月三日～六日条	井上 泰
五月一四日	寛弘二年正月七日条	齋藤拓海
五月二一日	寛弘二年正月八日～一日条	山崎宣弥
五月二八日	寛弘二年正月二日～一日条	井上 泰
六月一日	寛弘二年正月一六日条	山崎宣弥
六月二五日	寛弘二年正月一七日～一八日条	井上 泰
七月二日	寛弘二年正月一八日条	山崎宣弥
七月二三日	寛弘二年正月一九日～二一日条	山崎宣弥